

予定的な条件をさしだす場合における

「と」「ば」「たら」の用法

The Usage of “TO” “BA” “TARA” of the Time that
Has a Future Real Condition

李 仁揆

文、節、または述語のあらわす内容を、話し手が一定の態度によって現実と関係づけるそのありかたをモダリティという。条件節が、その内容を仮定的なものとしてさしだすか、それとも現実的なものとしてさしだすかなどということは、モダルな側面である。従って、条件節をモダルな側面からみると、①既定の条件をさしだすもの②仮定的な条件をさしだすもの③予定的な条件をさしだすもの④反現実の仮定的な条件をさしだすもの⑤一般的な条件をさしだすものと、五つにわけることができる。本稿は、③予定的な条件をさしだすものについて考察したものである。本稿でこれを考察の対象とした理由は、条件文を考える時に、ふつう、「既定の条件をさしだすもの」「仮定的な条件をさしだすもの」「一般的な条件をさしだすもの」の三つをおおまかに考える傾向があるためである。つまり、「予定的な条件をさしだすもの」を、「仮定的な条件をさしだすもの」と区別しないで一緒にして考えてしまうということである。この2つは、それぞれ条件節のモダルな側面からみた場合、たしかにちがう性質を持っており、したがって「と」「ば」「たら」の使用においても、その所在が、「仮定的な条件をさしだすもの」の場合とはちがうのである。

「予定的な条件をさしだすもの」に属する文において、ト、バ、タラの三つの語形が、どのように使われているのかを調べる時に、その決め手となるものは後件（帰結節）にくる文のタイプ（モダリティという観点から）である。従って、後件をモダルな側面から、「判断文」「決意文」「勧誘文」「依頼文」「命令文」に分類してそれぞれの文に三つの語形（ト・バ・タラ）がどのように使われているのかを調べてみた。その結果は次のようである。

「予定的な条件をさしだすもの」を、「仮定的な条件をさしだすもの」

予定的な条件をさしだす場合における「と」「ば」「たら」の用法

と区別して考えなければならない重要な点は、すなわち、「予定的な条件をさしだすもの」に属する文というのは、一定時間後にはかならず成立するという予定性を持っていること、したがって前件には、「仮定」の意味はなく、「完了」の意味だけが働いているということである。

従来の研究では、このことに注意しないで取り扱っているため、「条件文」の説明に混乱が生じ、学習者にとっても理解しにくいものとなっているわけである。

「予定的な条件をさしだすもの」に属する文の場合には、「決意文」「勧誘文」「依頼文」「命令文」に、ト・バの使用はできない。「判断文」においてのみ、ト・バの使用が可能となるが、トの方は、もっと制限があって、根拠のある客観的な判断である文の場合にのみ、使用できるのである。すなわち、トは、「判断文」のなかでも根拠のある客観的な判断である文の場合に、バは「判断文」に、タラは、その使用においての制限がなく、全般的に用いられている。

キーワード：条件、予定性、モーダルな側面、仮定の意味、完了の意味

0. はじめに

「と」「ば」「たら」による条件文は、既定の条件をさしだすもの、反現実の仮定的な条件をさしだすものに属する文（1.条件文の種類を参照）の一部を除いては、韓国語では「 \sim mjæn (屯)」に訳される。

換言すれば、韓国語の「 \sim mjæn (屯)」による条件文を、日本語に訳す場合、「と」「ば」「たら」のうち、いずれか一つを選んで使わなければならない。

「と」「ば」「たら」これら三つの語形が、まったく同じ用法として用いられているとすれば、問題はないわけであるが、これら三つの語形は、共通する性質もあれば、それぞれ独自の素性も持っているため、ある場合には、そのいずれを用いても意味的に大差はないけれども、ある場合には、そのいずれかでなければ、非文法的な文になってしまうのである。

したがって、これら三つの語形の用法、すなわち各語形（ト、バ、タ

ラ)のちがいは—使用上の特徴—を明らかにすることは、大変有意義であると思われる。しかし、枚数の制限もあって、本稿では、「予定的な条件をさしだすもの」について考察してみることにする。本稿でこれを考察の対象とした理由は、条件文を考える時に、ふつう、「既定の条件をさしだすもの」「仮定的な条件をさしだすもの」「一般的な条件をさしだすもの」の、三つを、おおまかに考える傾向があるためである。つまり、「予定的な条件をさしだすもの」を、「仮定的な条件をさしだすもの」と区別しないで一緒にして考えてしまうのである。この2つは、それぞれ条件節のモーダルな側面からみた場合、たしかにちがう性質を持っており、したがって「と」「ば」「たら」の使用においても、その所在が、「仮定的な条件をさしだすもの」の場合とはちがうのである。そういうわけで本稿では、「条件文」の理解をふかめる意味もあって、「予定的な条件をさしだすもの」をとくにとりだして考察することにする。

1. 条件文の種類

文、節、または述語のあらわす内容を、話し手が一定の態度によって現実と関係づけるそのありがたさをモダリティという。条件節が、その内容を仮定的なものとしてさしだすか、それとも現実的なものとしてさしだすかなどということは、モーダルな側面である。従って、条件節をモーダルな側面からみると、五つに分けることができる。(註1)

1.1. 既定の条件をさしだすもの

すでに現実に成立した条件をさしだす場合である。

- (1) 会社に帰ると、工場長が数人の工具たちと食堂で麦茶を飲んでいた。(黒い雨)
- (2) 瀬谷がこれ等の手紙を片野へ返してやると、片野はひどく腹をたてた。(厚物咲)

予定的な条件をさしだす場合における「と」「ば」「たら」の用法

「会社に帰る」「返してやる」ということがらは、すでに成立したことがらである。そのことがらを、主文の成立や発見の条件としてさしだしたのである。

1.2. 仮定的な条件をさしだすもの

成立するかどうか、まだわからないのだが、成立するかもしれないし、成立しないかもしれない条件をさしだす場合である。

- (3) 米軍が日本の本土を占領すると、日本人の男はみんな去勢されるかもしれないとのこと。(黒い雨)
- (4) これに深井みゆきとのつながりが発見されれば、川添に任意同行を求めて事情を聞く十分な根拠になる。(都市の遺言)
- (5) 「捕まったら、最後だ。これは二人のもんだいだけじゃない。…」
(沈黙)

「占領する」「発見される」「捕まる」ということがらは、まだ成立していないことがらであり、これからどうなるか分からないまま、仮定としてさしだしたのである。

1.3. 予定的な条件をさしだすもの

一定時間後に成立が予定されている条件をさしだす場合である。

- (6) 「兄さんは来年になると月給があがるんでしょう」(門)
- (7) 「…二週間経てば、国から届く筈だから、……」(永日小品)
- (8) 「そして着いたら、とりあえずそこまでの分をお支払いしますから。」(満月)

「来年になると」「二週間経つ」「着く」ということがらは、そのことがら自体、あるいは文脈上から、特別な状況が起こらないかぎり、一定時間後にはかならず成立するという予定性を持ってさしだしたのである。

1.4. 反現実の仮定的な条件をさしだすもの

現実にはないのに、かりに、あることとしてさしだす場合である。

(9) 生きていれば、可能性があったのに、いまはどんなに金を積んでも会えない。(都市の遺言)

(10) それさえわかったら、自分は、人間をこんなに恐怖し、また、必死のサービスなどしなくて、すんだでしょう。(人間失格)

「生きている」「わかる」ということがらは、現実には存在していないことからである。そういう意味で反現実であり、その反現実のことがらを仮定としてさしだしたのである。

1.5. 一般的な条件をさしだすもの

特定時間に限定されず、習慣的なくりかえし、あるいは、一般的な可能性として成立する条件をさしだす場合である。

(11) 読み書きに疲れるとよく縁の椅子に出た。(崎の崎にて)

(12) 宣教師が捕まれば処刑の前日、このように見せせしめのため長崎市中を引きまわすのが奉行所の慣例である。(沈黙)

(13) ナオミは一旦そういう風に曲がり出すたら驚くほど強情で、始末に負えないたちでしたから、……(病人の愛)

「疲れる」「捕まる」「曲がり出す」ということがらは、特定の時間に起こる一回かぎりのことがらではない、つまり特定の時間に限定されていないことがらなのである。したがって、この場合には、前件(条件節)と後件(帰結節)との間に、「いつも」あるいは「かならず」という意味が働いていると言えよう。

2. 予定的な条件をさしだすもの

この類型の文においては、後件(帰結節)を、モーダルな側面から「判断文」「決意文」「勧誘文」「依頼文」「命令文」に分類して、それぞれの文に、三つの語形(ト・バ・タラ)がどのように使われているのかを調べていくことにする。

2.1. 判断文

〔～と〕

(14) リーチは三ヶ月ほどすると一家を挙げて英国へ帰る筈である。

(雪の日)

(15) 「新野君がいなくなると、お化けがいっそう入りやすくなるぞ」

「いい考えがあるわ」

「どんな考えだい」

「四人で話すとき、いつもべつの二本の電話で同時にアクセスしてキャバいっばいにして、お化けが入れないようにしちゃうのよ。」(都市の遺言)

〔～ば〕

(16) もう五分もすれば、私のアパートについてしまう。(満月)

(17) 二週間経てば、国から届く筈だから、その時はすぐと御返しするという答えである。(永日小品)

(18) 今こんなに冴えた夜の底で、同じことを考えていても、朝陽が射せば淡雪のように溶けてしまうかもしれない。(哀しい予感)

〔～たら〕

(19) なぜかといって、これには物的証拠がまったくといっていいほどないからです。状況証拠ばかりです。よく逮捕状が取れたと思ったくらいです。公判になったら、どうなるかわからない事件です。(点と線)

(20) 「織屋、お前そうして荷を背負って、外へ出て、時分どきになったら、やっぱり御膳を食べるんだらうね」(門)

(21) 「お前はとうとう前科一犯の男の女房になるんだな」

「仕方がない」と彼女は案外に軽々と答えた。

「時期が悪いのよ。あせることはないわ。何年かたったらまた取り返しがつくわ」(結婚の生態)

(14)(16)～(18)(20)(21)の例文の前件は、時間の経過そのものに関する事柄であり、(15)(19)は、文脈からみて、一定時間後に成立が予定されている事柄であるため、仮定性はないわけである。

各語形(と、ば、たら)の使い分けに関して考えてみると、(18)(21)以外の文は、相互に置き換えることができると判断される。その理由として考えられるのは、前件と後件の関係が、必然的な関係である文なのか、そうでない文なのかということによって、各語形の置き換のえ可、不可が決まるのではないかと思われる。つまり、必然的な関係である文の場合には、トの使用ができるけれども、そうでない場合には、トの使用ができないということである。ここで、必然的な関係である文というのは、後件の判断の事柄が根拠のある客観的な判断で、前件が成立した場合は必然的に後件の事柄につながっていく、というような文のことを示している。そういうことから考えて、(18)(21)の例文の場合は、判断に客観性がよわいため、バ・タラの使用は可能であるけれども、トの使用は不可能ではないかと思われる。

2.2. 決意文

[～と]

用例がない。

[～ば]

用例がない。

[～たら]

(22) 駒子がいいなずけの約束を守り通したことも、身を落としてまで療養させたことも、すべてこれ徒勞でなくて何であろう。駒子に会ったら、頭から徒勞だと叩きつけてやろうと考えると……。

(雪国)

(23) 痛いほど砂にくいこませた爪先に、全身の重みをかけて、十かぞえたら、飛び出そう……しかし、十三まで数えても、まだ思いきれず……。 (砂の女)

予定的な条件をさしだす場合における「と」「ば」「たら」の用法

- (24) 「そして着いたら、とりあえずそこまでの分をお支払いしますから。……」(満月)
- (25) 余は二ツの電報を折り重ねて、明朝又来るべき妻の顔を見たら、先ずこの話をしようかと思ひ定めた。(思ひ出す事など)
- (26) この一本をふかしてしまったら、起きて籠から出して遣ろうと思ひながら、口から出る煙の行方を見つめていた。(文鳥)
- (27) 「帰りに寄ろうか?」哲生は言った。
「もちろん」と私は微笑んだ。……夕方『哲生がやってきたら、私の大きな荷物を持たせて両親のところへ帰って、しばらくはそ知らぬ顔をして穏やかに生活しよう。(哀しい予感)
- (28) その代わり明朝は夜が明けたらすぐにくるからと、約束して私は帰ることにした。(結婚の生態)
- (29) 日曜になったら、朝早く起きて何よりも第一に綺麗な湯に首だけ浸かってみようと、…(門)

判断文の場合とはちがって、トの用例も、バの用例も見当たらない。それで、上に挙げられている例文を、ト・バに置き換えてみたら、すべての文が不自然な文になってしまうのである。

こういうことから結論を出してみると、「決意文」の場合は、前件に「仮定性」がなければ、すなわち、前件が一定時間後には成立が予定されている「予定性」を持ってさしだされている場合には、ト・バの使用は不可能であるということが言えよう。

こういった条件文は、前件に「假定」といった意味はなく、前件の動作・状態が完了した後、後件の動作が始まるという意味で、「完了」の意味だけが働いていると見ていいであろう。

ここで、これに関する先行研究である三上章1963の指摘と、三上の指摘に似た意見を述べている、Alfonso 1966 の指摘についてすこし触れてみたい。

三上は、「シタラはシタトキニハに似て、完了を条件とする。」と述べてつぎの例文をあげて説明している。

- ① お作りになったら、すぐ召し上がって下さい。
- ② お作りになれば、すぐ召し上がって下さい。(不可、宮島達夫の指摘)

この可不可は完了の条件の有無からかとも思われる。(注2)となっている。

しかし、この指摘だけでは理解しがたいところがある。「シタラは完了を条件とする」とのべているが、はたして次の例文の場合にも、この指摘が適用されるだろうか。

- ③ 碩があつたら、ちょっと貸してくれませんか。(D坂の殺人事件)
〈バ可〉
- ④ 無事に帰りつけたら、この体験はぜひとも記録しておく価値がある。
(砂の女) 〈バ可＝仮定的な条件に属する文〉

③の例文は、「完了」の意味はないと思われる。また、④の例文は、「完了」の意味が働いている文であるけれども、だからといって、バに置き換えることができないわけではないのである。つまり、③のように「完了」の意味が働いていない場合にもタラが使われており、また④のように「完了」の意味が働いている文の場合にも、バの使用が可能であるので、三上の「シタラは完了を条件とする」という指摘には、不十分な点があると言えよう。

こういった断片的な指摘の原因の一つとして考えられるのは、「0.はじめに」のところすでに言及したように、「仮定的な条件をさしだすもの」と「予定的な条件をさしだすもの」とを区別しないで、この二つをひっくり返して考えてしまうという点である。上の①の例文が「仮定的な条件をさしだすもの」に属する文であるのか、それとも「予定的な条件をさしだすもの」に属する文であるのかを、明示しないのでべているということが、そのいい例である。なぜならば、バ・タラの使用において考える際に、そ

れは重要なポイントになるからである。

したがって、もし、①の例文が前者に属する文であれば、前件に「仮定」と「完了」の意味が同時に働いている文であるため、この場合にはバの使用も可能となり、もし、後者に属する文であれば、前件には「仮定」の意味はなく「完了」の意味だけが働いている文であるため、バの使用は不可能となるわけである。

そういうわけで三上の指摘を補足してみると、「前件に仮定の意味はなく、完了の意味だけが働いている文の場合、判断文以外には、タラしか使用できない」ということになる。

つぎに Algonso は、タラの用法について次のようにのべている。

「For practical purposes the form -TARA can be considered as a compound of -TA and a suffix RA ; thus -TA • RA. Now, since it has -TA as one of its components, it always indicates that the verb to which it is added SHOWS AN ACTION OR A SITUATION WHICH IS FINISHED OR COMPLETE before the action or situation expressed in the second clause. In other words, -TARA signals something that happens first, after which something else will happen.」(タラ形は、タに接尾辞ラが加えられた合成語として考えられる。したがって、タラは「タ」という要素を持っているため、タラ節(前件)の動作・状態は、後件の動作・状態の前に終了あるいは完了したということをつねに表している。換言すれば、タラ節の出来事が先に起こり、その後、他の出来事(後件)が起こるということを示している。)

「-TARA can be used in a greater variety of cases than TO ; the only restriction to its use is that the action of the final verb must not precede or be simultaneous with the action of the -TARA verb.」(タラは、トよりもっと多様に使用することができる。タラの使用において唯一の制限は、後件の動作がタラ節(前件)の動作に先行あ

るいは同時に起こってはいけないということである。）（注3）

しかし、上の指摘に適用されない用例、すなわち時間的前後関係をあらかず文以外のものもたくさんある。その用例をあげてみると、

⑥ 「銀行おそくならないこと？」

「おそくなったら、あしたでもいいじゃないか」（痴情）

⑦ 「そんなことしていたら、朝までかかっちゃうぞ」（砂の女）

⑧ 然し若し素直に受け入れなかったら困ると思った。（好人物の夫婦）
などがあり、また、後件の動作がタラ節の動作に先行あるいは同時に起こってはいけないということが、タラの使用の唯一の制限としてあげられているけれども、「既定の条件」に属する文のなかの「コトガラの連続」の場合とか、「一般的な条件」に属する文のなかの「法則性のある事柄」「機械の仕組みなどに関する事柄」の場合（注4）など、いろいろな場合にタラの使用はできないという制限があるわけである。

Alfonso は、こういう点に注意しないまま、タラの性質—用法について説明しているのである。やはり、断片的な説明にすぎないと言えよう。

2.3. 勧誘文

[～と]

用例がない。

[～ば]

用例がない。

[～たら]

⑩ 「ここが片づいたら、家に帰る途中、公園で屋台のラーメン食べような」（キッチン）

⑪ 「熱海に着いたら、まず温泉に入りましょう」（都市の都言）

⑫ 「給料をもらったら、本屋に行きましょうよ」（ALFONSO）

この種の文においても、決意文のところ述べてのように、ほぼ確実に実

予定的な条件をさしだす場合における「と」「ば」「たら」の用法

現する事柄があらわされている前件の成立後、相手にあることゝ勧める文であって、やはり前件に仮定の意味はなく、完了の意味だけが働いているわけで、ト・バの使用は不可能であることが分かる。

以下、「依頼文」「命令文」においても、同じ論理が適用されるので、その用例だけをあげておくことにする。

2.4. 依頼文

〔～と〕

用例がない。

使われていない。

〔～ば〕

用例がない。

使われていない。

〔～たら〕

㉓ 「お帰りになったら、お母さんによろしく。」(キッチン)

㉔ 始め210°C位で約10分焼き、ふくらんできたら160~170°Cで5~10分焼いて下さい。(楽しく)

㉕ 人参から汗のような水気が出てきたら、人参の半量の水をたし、蓋をして蒸し煮にして下さい。(健康料理辞典)

2.5. 命令文

〔～と〕

用例がない。

使われていない。

〔～ば〕

用例がない。

使われていない。

〔～たら〕

- (66) 「この子が二十歳になったら連れていけ、それまでは行ってはいかん」(結婚の生態)
- (67) どうですか、まあ着いたら尋ねて御覧なさい。(門)

2.6. まとめ

以上、「予定的な条件をさしだすもの」に属する文というのは、どのような性質一特徴をもっているのか、したがって各語形が、どのように使われているのかについて、分析・考察してきた。

この類型の文において、「仮定的な条件をさしだすもの」と区別して考えなければならない重要な点は、一定時間後にはかならず成立するという予定性を持っていること、したがって前件には、「仮定」の意味はなく、「完了」の意味だけが働いているということである。

従来の研究では、このことに注意しないまま、つまり「仮定的な条件をさしだすもの」と「予定的な条件をさしだすもの」を、はっきり区別しないで取り扱っているため、「条件文」の説明に混乱が生じ、学習者にとっても理解しにくいものとなっているわけである。そういう意味で、「予定的な条件をさしだすもの」について最初考えた高橋太郎1983の先行研究は、「条件文」の理解に非常に役立つものである。

「予定的な条件をさしだすもの」に属する文の場合には、「決意文」「勧誘文」「依頼文」「命令文」に、ト・バの使用はできない。「判断文」においてのみ、ト・バの使用が可能となるが、トの新は、もっと制限があって、根拠のある客観的な判断である文の場合にのみ、使用できるのである。

「予定的な条件をさしだすもの」においてのト・バ・タラの所在を「表」にすると次のようになる。

| 文の種類 | と | ば | たら |
|------|----|---|----|
| 判断文 | △① | ○ | ○ |
| 決意文 | × | × | ○ |

予定的な条件をさしだす場合における「と」「ば」「たら」の用法

| | | | |
|-----|---|---|---|
| 勧誘文 | × | × | ○ |
| 依頼文 | × | × | ○ |
| 命令文 | × | × | ○ |

①根拠のある客観的な判断である文の場合にのみ使用できる。

【注】

- 高橋太郎 1983 「動詞の条件形の後置詞化」『副用語の研究』明治書院 p294
- 三上 章 1963 『日本語の構文』くろしお出版 p98~99
- ANTHONY ALFONSO 1966 『Japaneses Language Patterns』— a structural approach VolumeII. Tokyo : Sophia University Press. p658. 666
- * コトガラの連続：二つの事柄を時間の順に、そのまま忠実に述べる文—客観的な叙述—の場合には、タラの使用はふさわしくないのである。
 [例文] シゲコは病院から帰って来ると、折から庭先に出ていた重松に云った。
 (黒い雨)
 * 法則性のある事柄：自然現象、物理的・化学的な変化のように、一定の法則が見られる文などには、トの使用が典型的である。この種の文にタラを用いると、「一般的」という意味合いがよわまってしまう。したがって、タラの使用はふさわしくないのである。
 [例文] 葉に日光が当たると、そこででんぶんが作られる。(理科6年上)
 * 機械の仕組みに関する事柄：この種の文においても、タラの使用はふさわしくない。
 [使文] 7と#を押すと、未知の人間の伝言が次々に取り出せるのである。
 (都市の遺言)

【用例出典】

『雪国』川端康成 新潮文庫1947／『痴人の愛』谷崎潤一郎 新潮文庫1947／『門』夏目漱石 新潮文庫1948／『結婚の生態』石川達三 新潮文庫1950／『人間失格』太宰治 新潮文庫1952／『父・こんなこと』幸田文 新潮文庫1955／「D坂の殺人事件」「心理試験」「赤い部屋」『江戸川乱歩傑作選』江戸川乱歩新潮文庫1960／「佐々木の場合」「焚火」「山科の記憶」「晩秋濠端の住まい」『小僧の神様・城の崎にて』志賀直哉 新潮文庫1968／「碑」「厚物咲」「秋風」「少年死刑囚」「月魄」「テニヤンの末日」『碑・テニヤンの末日』中山義秀 新潮文庫1969／『黒い雨』井伏鱒二 新潮文庫1970／『点と線』松本清張 新潮文庫1971／「文鳥」「永日小品」『文鳥・夢十夜』夏目漱石 新潮文庫1976／『沈黙』遠藤周作 新潮文庫1981／『砂』

の女』阿部工房 新潮文庫1981/「キッチン」「満月」「ムーンライト・シャドウ」
『キッチン』福武文庫1991/『哀しい予感』吉本ばなな 角川文庫1991/『TUG
UMI』吉本ばなな 中公文庫1992/『都市の遺言』森村誠一 新潮文庫1993/
「花終わる闇」「一日」『花終わる闇』開高健 新潮文庫1993/『娘への一二通の手
紙』藤本義一 PHP文庫1993/「酷い天罰」「死なれては困る」「路上の奇禍」「女
子大生が消えた」『死なれては困る』夏樹静子 新潮文庫1994/『楽しく作ろう加
工食品』大野信子

【主要参考文献】

- 高橋太郎 1983 「動詞の条件形の後置詞化」『副用語の研究』明治書院
三上 章 1963 『日本語の構文』くろしお出版
ANTHONY ALFONSO 1966 『Japaneses Language Patterns』—a structural
approach VolumeII. Tokyo : Sophia University Press.
松下大三郎 1930 『標準日本語法』勉誠社
佐久間鼎 1940 『現代日本語法の研究』厚生閣
言語学研究会・構文論グループ 1985 「条件づけを表現するつきそい・あわせ文
(1) —その1. まえがき—『教育国語』81
1985 「条件づけを表現するつきそい・あわせ文
(2) —その2. 原因的なつきそい・あわせ
文—『教育国語』82
1985 「条件づけを表現するつきそい・あわせ文
(3) —その3. 条件的なつきそい・あわせ
文—『教育国語』83
1986 「条件づけを表現するつきそい・あわせ文
(4) —その4. うらめ的なつきそい・あわ
せ文—『教育国語』84
奥田靖雄 1986 「条件づけを表現するつきそい、あわせ文」—その体系性をめぐ
って—『教育国語』87
益岡隆志編 1983 『日本語の条件表現』くろしお出版
山梨正明 1994 「条件文の表現機能と言葉の認識」『日本語学』13 明治書院
田中 寛 「条件表現と基本文型」『日本語学』13 明治書院